

第 19 回西東京市民まつり出店要領

- 出店申込みの前に、第 1 回出店者説明会への参加が必須となっておりますので、出店をお考えの方は忘れずにご参加いただきますようお願いいたします。
※説明会への参加がない場合は、市民まつり当日に出店はできません。
- 第 19 回から出店料の見直しを行いました。
- 第 19 回から出店テント数を 1 団体につき 1 区画までとさせていただきます。

1 共 催 西東京市民まつり実行委員会・西東京市

2 会 場 西東京いこいの森公園（西東京市緑町三丁目 2 番）

3 日 時 令和元年 11 月 9 日（土）午前 10 時～午後 4 時
令和元年 11 月 10 日（日）午前 9 時～午後 3 時 30 分

4 市民まつりの目的

西東京市民まつりは、新たな西東京市の伝統、風土、地域文化の創造を高め、市民と市との協働により、人と人とのつながりをより大切にしたい市民まつりを目指す。

さらに、東日本大震災による被災された方々及び被災地への震災復興への願いを、市民まつりを通じて伝えるとともに、地域間の活力向上を目的とする。

5 出店者の資格

次のいずれにも該当する者（方）とする。

(1) 市民まつりに出店する者は、上記の目的に賛同し、年齢が満 20 歳以上の市内に住所を有する市民、公益的な市民団体、市内の商工者、公共的団体、姉妹・友好都市及び実行委員会が特に認めた者。

※申し込みをした者以外の出店(名義貸し等)は一切認めません。

(2) 実行委員会、西東京市、保健所、消防署、警察署等の指示に従える者。

(3) 申し込みをした者（現場責任者）が市民まつり開催日に常駐できること。

(4) 取り扱い商品の管理責任が出来ない店、出店申込書の記載と異なる商品を販売する店については、実行委員会は即座に出店資格を停止します。

(5) 毎年、出店申込みの数が増えています。より多くの皆さまに出店をしていただくため、同一団体での複数出店と見受けられる場合には、調整をさせていただく事があります。

6 出店者の責任・補償

(1) 出店者は、出店に関して実行委員会に提出した書類の情報を、西東京市暴力団排除条例に基づき警察署その他関係機関への照会に応ずることとします。

(2) 商品購入者からの苦情などについては、出店者において自らの責任と費用をもって対応することとします。

- (3) 万一、事故等が発生した場合は、速やかに実行委員会に報告し、出店者が自らの責任と費用をもって対応することとします。
- (4) 出店者は、その責任において必要な保険に加入するなど、出店により生じた第三者への損失補償に備えてください。

7 出店料・店舗面積及び設備等

- (1) 出店料（2日間の料金です。1日でも同じ料金です）

※ 出来る限り2日間出店されるようお願いいたします。

① **出店料 1区画 30,000円**

飲食・食品販売をする出店者

② **出店料 1区画 25,000円**

ア 飲食物を除く品物を販売する出店者

イ 民間の企業・商店等で自己宣伝する出店者

③ **出展料 1区画 15,000円**

公益的・公共的団体で、かつ、展示・啓発・チラシの配布等のみの出店者

（公益的・公共的団体でも飲食や販売等を行う場合は①又は②の出店料を徴収）

- (2) 上記の1区画には、《テント一張 間口(3.6m)×奥行(2.7m)、机2台(机はW180cm×D72cm×H75cm)、椅子4脚、電球1付》が含まれます。

- (3) 設備等の追加レンタル料は、机1台**700円**、椅子1脚**300円**、電気コンセント1基(最大1,000w)**5,000円**となります。追加される方は、出店申込書提出の際にお申し込み下さい。

※会場の安全面、環境面から出店者の発電機の持ち込みは出来ません。

※出店申込書提出後の追加については、一切受付いたしませんのでご注意ください。

- (4) 飲食・食品販売（瓶詰・缶詰・袋物の販売を含む）の場合は、臨時出店届をご提出いただきます。また、該当するか不明な場合についてもご提出をお願いいたします。受領後、保健所に確認し、後日連絡させていただきます。

- (5) 1日だけの出店でも出店料は変わりませんので、**出来る限り2日間の出店をお願いいたします。**なお、出店されない日の空いたスペースは、休憩所として活用させていただきます。

- (6) 出店料納入後の代金は理由にかかわらず返還いたしませんので、ご了承願います。

- (7) 出店申込後の出店辞退のないよう、出店することが確定してからお申し込みください。万が一辞退になった場合には、辞退理由等を所定の用紙にて、提出していただきます。

8 出店申込方法

- (1) 「説明会の開催」に記載する第1回出店者説明会に必ず出席の上、以下の期限までに必要書類を提出してください。

ア 申込期限 **8月21日(水)まで(必着)**

※第1回出店者説明会より前に届いた出店申込は無効とします。

イ 申込方法及び提出先

出店申込書・誓約書・臨時出店届（飲食物を取扱う方のみ）を、以下の場所に

持参又は郵送にて提出。出店者説明会でも受付いたします。

商工会員の方 の提出先	〒188-0012 西東京市南町5-6-18 3F 西東京商工会 田無事務所
それ以外の方 の提出先	〒202-8555 市役所（保谷庁舎）文化振興課内 西東京市民まつり実行委員会事務局

9 説明会の開催

次のそれぞれの説明会には、出店する上で参加が必須となっています。（第1回出店者説明会に限り代理出席は可能ですが、出店団体(者)の中で説明内容の周知徹底を図るようにしてください。）

(1) 第1回出店者説明会（申込前の事前説明会／参加必須）

① 飲食・食品販売をする方（出店内容が未定の方含む）

8月5日（月）午後6時から 西東京市役所保谷庁舎隣 防災センター6階 講座室2
内容は、②の内容に加え、関係機関による飲食・食品販売における衛生上及び安全上についての説明を行います。

② 飲食・食品販売をしない方

8月8日（木）午後6時から 西東京市役所保谷庁舎隣 防災センター6階 講座室2
内容は、市民まつりの趣旨及び概要、会場レイアウト概要、搬入搬出計画、注意事項等の説明を行います。

※ 第1回出店者説明会（事前説明会）の参加申込は不要です。当日直接会場へお越しください。また、会場の席数等の都合により、1店舗1名までの参加をお願いいたします。

※ 出店内容が未定の場合は、①に参加してください。②に参加した方は、市民まつり当日に飲食物を取扱うことはできません。

※ この事前説明会に参加していない場合は市民まつり当日の出店はできません。

(2) 第2回出店者説明会

① 9月30日（月）午後6時から

② 10月2日（水）午後6時から

出店者数が多いため、どちらかの日に指定させていただきます。

※ 第2回出店者説明会当日は出店の現場責任者又は担当者の方の本人確認をさせていただきますので、現場責任者、担当者いずれかの方のご出席をお願いいたします。併せて、本人確認書類（住所・氏名・顔写真の記載があるもの）や店舗が市内にあることが確認できる書類（店舗名・店舗住所が確認できるもの）の持参をお願いいたします。

※ 説明会内容は、テントのこま割り、搬入搬出方法、駐車場の利用方法等についての説明と、出店料の徴収、出店許可証・臨時出店届（許可済）・駐車許可証の交付を行います。

※ 第2回説明会の案内は、出店申込書に記載のある「現場責任者」に送付します。

※ 第2回説明会に無断欠席の場合は、出店する意思がないものと判断し、出店者名簿から削除させていただきます。

10 出店抽選会について

出店抽選会 9月4日(水)午後4時から(日時は変更となる場合があります)

申込み多数の場合、全出店申込者を対象とした出店抽選会を行います。抽選実施の有無は、8月27日(火)までに西東京市ホームページ内「『第19回西東京市民まつり』出店者説明会を開催します」(http://www.city.nishitokyo.lg.jp/enjoy/rekishi_bunka/rekishi_bunka3/R1syuttensyabosyuu.html)に掲載いたしますので、ご確認ください。

抽選会に欠席された場合でも抽選対象といたします。また、出店抽選会は公開抽選といたしますが、出店申込者による抽選は行わず、市民まつり実行委員による代理抽選とします。抽選の結果は、全出店者に郵送にてお知らせいたします。

11 市民まつり開催当日について

市民まつり開催当日は、現場責任者が常駐していることを確認いたします。必ず本人確認書類(住所・氏名・顔写真の記載があるもの)の持参をお願いいたします。

12 衛生・安全・環境対策

(1) 衛生(保健所指導事項)

- ア 衛生上、保健所の許可物品を取り扱うこと。管轄保健所発行の「行事において簡易な施設で食品を提供するみなさんへ～臨時出店について～」を参照のこと。
- イ 調理食品取扱店については、1テント2品目までとし、品目ごとに取扱い責任者をおく。また、行事における臨時出店届に記載した調理食品以外は取り扱わないこと。
- ウ 食中毒防止のため、食品取扱い従事者本人又はその家族に体調が不良(下痢、発熱等)である者は、食品の取扱いに従事しないこと。
- エ 手洗いは、石鹸を充分泡立て流水ですすぎ、更に消毒用アルコールを使用する。
- オ 出店会場での仕込み作業はしないこと。
- カ 食品の仕込み作業は、許可を受けている店舗等の施設で行うこと(自宅などでは行わない)。
- キ 調理する者および、調理食品を取り扱う者は必ず帽子(キャップ)をかぶること。
- ク 出店者は、市民まつりの出店に関する問合せ等を管轄保健所へ直接行わないこと。

(2) 安全

- ア 火災予防条例の規定により、火気を使用する出店者は消火器(粉末消火器10型以上)を用意すること。
- イ 東京都青少年の健全な育成に関する条例に指定された不健全指定がん具類(通称エアガン)、刃物類の販売は不可とします。(子ども向けのエアガンも同様として取り扱います。)

- ウ テントの外（通路上）に商品及び机、椅子等を出さないこと。
- エ のぼり旗は、60 cm×180 cmまでの大きさとし、1テント2本まで認める。
- オ のぼり旗の高さは、旗の下端がテントの梁より下にしないこと。
- カ テントの前にはみ出してのぼり旗等掲示しないこと。
- キ 横断幕は、60 cm×360 cmまでの大きさとし、1テント1本のみ認める。
- ク 横断幕の高さは、テントの梁から 60 cm以上高くしない。
- ケ 違反構築物を設置しないこと。
- コ 画鋸・楊枝等は危険なため、使用しないこと。
- サ テントに出店許可証・臨時出店届を掲示し、実行委員会及び保健所等の指示に従うこと。
- シ 火気取扱いに当たっては、消防署から示されるチェックリストにより自己点検を実施すること。
- ス コンロ又は焼台の周囲は 15 cm、上方は 1m 以上の可燃物からの安全な距離を保つほか、コンロ又は焼台とテント生地との間及びコンロ又は焼台下部には不燃材（石膏ボード又はコンクリートブロックなど）による遮熱をおこなうこと。

(3)環境

- ア 常にテント内及び周囲の清掃を行うこと。
- イ 出店者のゴミは、各自で必ず持ちかえって処分すること。(会場内の廃棄は厳禁)
- ウ 市民まつりの翌日(11月11日(月))午前9時から会場清掃を行うので、各団体1名以上で参加すること。
- エ テント外、通路上でのチラシ等の配布、呼び込みは行わないこと。
- オ 会場内の水道水は、食器及び野菜等の洗浄に使用しないこと。
- カ 会場内の水飲み場等に汁物や油類の廃棄は厳禁です。
- キ 調理食品取扱店については、地面にビニール(ブルーシート等)を敷くこととし、もし地面に汚れが残ったときは、出店者が必ず清掃を行うこと。
- ク 適切な方法で商品管理を行う。また、野外のための雨水対策も考えておくこと。
- ケ 環境に配慮し、プラスチック製の容器・ストロー等を可能な限り削減するよう努めること。

13 搬入・搬出

- (1)搬入・搬出は2tトラック（幅1.7m、長さ4.7m、高さ2m以下）以下の車両で行うこと。
- (2)搬入・搬出を行う車両は、原則として地元登録車両（多摩ナンバー）とする。ただし、市民まつり実行委員長が認める車両については、この限りではない。
- (3)参加者の安全確保から、まつり開催時間中のリヤカー等による荷物の出し入れはしないこと。
- (4)搬入・搬出許可証に記載のある注意事項を遵守し、行動すること。
- (5)搬入許可証・搬出許可証を車両フロントに掲示し、係員の指示に従うこと。
- (6)搬入・搬出の車は、1団体(者)1台とすること。
- (7)車両の通行は、決められたところのみとし、それ以外は通行しないこと。

- (8) 所定の時間以外の搬出入はしないこと。
- (9) 公園利用者の安全や公園の保全のため、敷地内での台車の使用はしないこと。

14 駐車場

- (1) 駐車許可証を駐車時に提示し、車両フロントに掲示すること。
- (2) 駐車は、1 団体(者)1 台とすること。
- (3) ひばりが丘運動場(ひばりアム)を臨時駐車場としますが、運動場の保全のため搬入・搬出時のみの出入りにご協力ください。
- (4) 市民まつり終了後は、決められた搬出等により速やかに退場してください。
- (5) 駐車場内における車両事故、盗難等に関しましては、主催者側は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

15 その他

市民まつりの主旨、出店要領、実行委員、保健所、消防署、警察署の指示に従わない者は、実行委員会にて記録・公表した上で出店をお断りします。また、悪天候時にはまつりが中止になることがありますので、ご了承ください。

《お問い合わせ先》

第 19 回西東京市民まつり実行委員会事務局

西東京市生活文化スポーツ部文化振興課内(保谷庁舎)

〒 202-8555 西東京市中町 1-5-1 TEL 042-438-4040(ダイヤルイン)